

**支給費算定に係る体制等に関する届出の添付書類について**  
(介護予防・日常生活支援総合事業)2020.3～

サービス種別	届出項目	添付書類	留意事項
訪問型サービス(相当)	特別地域加算	—	
	中山間地域における小規模事業所加算(地域に関する状況)	—	
	中山間地域における小規模事業所加算(規模に関する状況)	○中山間地域における小規模事業所加算に係る確認表(参考計算様式①)	・訪問介護を準用してください。
	介護職員処遇改善加算	○介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善加算計画書(別紙様式2-1)	・年度終了後実績報告書を提出すること ・介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の掲示について(令和2.3.5老発0305第6号)等を参照
介護職員等特定処遇改善加算	○介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)(別紙様式2-2) ○介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)(別紙様式2-3)		
訪問型サービス(緩和)	※届出の必要な加算はございません。		
通所型サービス(相当)	職員の欠如による減算	○勤務形態一覧表(参考様式1)	
	若年性認知症利用者受入加算	—	
	生活機能向上グループ活動加算	—	
	運動器機能向上体制加算	○勤務形態一覧表(参考様式1) ○機能訓練指導員の資格証の写し	
	栄養改善体制	○勤務形態一覧表(参考様式1) ○管理栄養士の資格証の写し	
	口腔機能向上体制	○勤務形態一覧表(参考様式1) ○言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の免許証の写し	
	選択的サービス複数実施加算	—	
	事業所評価加算(申出)の有無	—	
	サービス提供体制強化加算	○サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-4) ○サービス提供体制強化加算に関する資料(参考様式7-3) ○職員の割合算出に必要な月数分の勤務形態一覧表(参考様式1) ○介護福祉士等の割合で算出する場合は、資格証の写し。勤続年数で算出する場合は、勤続年数を証する書類。	・定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと・定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと
	生活機能向上連携加算	○指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(※)と連携していることがわかる契約書等(協定を含む。)の写し ※医療提供施設とは診療報酬における疾患別リハビリテーション科の届出を行っている病院(200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないものに限る。)及び診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院であること。	
	介護職員処遇改善加算	○訪問型サービス(相当)と同じ	
介護職員等特定処遇改善加算	○訪問型サービス(相当)と同じ		
通所型サービス(緩和)	生活機能向上グループ活動加算	—	